解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年六月三十日出雲市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十七日

島根県出雲市湖陵町板津七二〇番地二
出雲市湖陵町板津土地区画整理組合
代表清算人　原　勝実

配当公告

三重県津市藤方二六二四番地三
破産者　谷口　清美

右の者に対する津地方裁判所平成二十七年（フ）第二〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一二七、七七〇、五一三円

一、配当することのできる金額
金一一、三一八、三三三円

平成二十八年八月十七日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階
破産管財人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市長田町一三一番地、最後の住所岩手県盛岡市長田町四番一四号
被相続人　亡　平出　將夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

岩手県盛岡市中央通一丁目一二番七号仁王惣門ビル五階B号室
相続財産管理人　太田　秀栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市五十川字安土二五七番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

山形県鶴岡市本町三丁目二番三号
相続財産管理人　弁護士　犬塚　晴夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市通町七丁目二四二七番地、最後の住所山形県米沢市通町七丁目七番四六号
被相続人　亡　丸山　元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

山形県米沢市金池一丁目五番三三号
相続財産管理人　鹿俣　貴裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市緑町一〇〇番地二、最後の住所福島県郡山市緑町一〇番一三号
被相続人　亡　岡部　義満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

福島県郡山市清水台一丁目八番五号ルームズ清水台ビル二〇一号おがた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾形　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市飛田給二丁目三七番地八、最後の住所東京都武蔵村山市伊奈平四丁目一〇番地の二サンシャインホーム
被相続人　亡　村上　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市長池町一丁目一六番地一八、最後の住所東京都江東区千石一丁目一四番二七―一四〇七号
被相続人　亡　鎌田　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山崎総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北代八重子
（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市河原町一番、最後の住所神奈川県秦野市河原町一番一五号
被相続人　亡　繁田　隆二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

神奈川県秦野市尾尻九四三番六号ポンデューグラン一〇一号
相続財産管理人　弁護士　久保　友宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市青葉区恩田町一八五〇番地、最後の住所横浜市青葉区恩田町一八五四番地
被相続人　亡　鈴木　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

横浜市中区北仲通四―四〇　商工中金横浜ビル四階
相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区山王町二丁目二二番地、最後の住所横浜市旭区下川井町一七八番地
被相続人　亡　佐藤　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

横浜市中区弁天通五丁目七〇番地　損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル三階
相続財産管理人　弁護士　市川　統子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市法仏町五一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柏野　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

事務所石川県金沢市小将町三番八号
相続財産管理人　弁護士　小倉　悠治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方郡美浜町宮代第一三号一一番地、最後の住所福井県三方郡美浜町金山第二号三番地の二七　被相続人　亡　大村シズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日

福井県敦賀市川崎町四番一二号
相続財産管理人　大谷　弥生

第12期決算公告　平成28年8月17日

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
ＭＣＫＢエネルギーサービス株式会社
代表取締役　石川　剛

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,877,975
	固定資産	4,126,548
	合計	6,004,524
負債及び純資産の部	流動負債	1,635,867
	固定負債	3,917,867
	株主資本	450,789
	資本金	160,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	140,789
	その他利益剰余金	140,789
	（うち当期純利益）	（140,265）
	合計	6,004,524